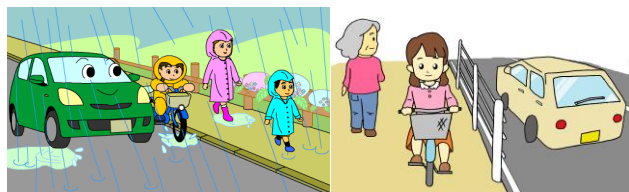


令和4年11月1日から

自転車安全利用五則

が変更になりました。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止

- 5 ヘルメットを着用



ご存知ですか「自転車運転者講習制度」

- 自転車で交通違反を3年以内に2回以上繰り返した人(14歳以上)が対象
- 対象となる交通違反は信号無視、一時不停止等15種類の違反
- 講習は3時間で手数料6,000円
- 受講しなかった場合は5万円以下の罰金



入っていますか「自転車保険」

兵庫県では自転車保険の加入は義務です!

ある日突然、あなたが自転車事故の
加害者になってしまうかもしれません……。

高額
賠償事例

男子小学生が女性と衝突。
女性が意識不明となり、事故を起こした小学生の母親に9,521万円の賠償
命令

